

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	中頓別町

# 中頓別町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 中頓別町役場産業課産業グループ  
所在地 枝幸郡中頓別町字中頓別 172 番地 6  
電話番号 01634 - 6 - 1111  
FAX番号 01634 - 6 - 1155  
メールアドレス sangyo-g@town.nakatombetsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、カラス類（ハシブガラス、ハブガラス）、ハト類（キバト、カバト(ドバト)）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	中頓別町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和2年度) キツネは令和元年度実績

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	牧草被害	16.8ha 1,881千円(概算)
	道路での交通事故被害	8件
ヒグマ	牧草(掘り起し被害)	未算出
	中頓別町管内一円に出没	44件 目撃情報による
キツネ	牛	治療5頭 50千円(概算)
アライグマ	サイレージラップ	20個 100千円(概算)
	配合飼料	150kg 8.5千円(概算)
	コンビラップ	5個 50千円(概算)
ネズミ	配合飼料	10kg 0.6千円(概算)
カラス類	バンカーサイロ	2,000kg 20千円(概算)
	サイレージラップ	40個 220千円(概算)
	牛	治療1頭 10千円(概算)
	配合飼料	100kg 27.5千円(概算)
ハト類	配合飼料	未算出

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

( 2 ) 被害の傾向

エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害 春の雪解けとともに数十頭の群れが採草地に出没、牧草の食害・踏害・糞害を受けており、被害額こそ横ばいではあるが、個体数は年々増加しており、今後の被害拡大が危惧される。また、森林被害については河川沿いのやなぎの木の殆どが樹皮を剥がされ、山林の広葉樹・針葉樹についても被害が徐々に拡大している。</li> <li>・生活環境被害 道路横断に係る自動車との接触事故については、発生件数は一桁で推移しているが令和2年度は8件発生している。幸い人命を損なう事故には至っていないが、個体数の増加により事故の多発や人命への被害が懸念される。近年、家庭菜園等の盗食被害や庭先の鑑賞木の樹皮被害などの被害も徐々に増加している。</li> </ul>			
	エゾシカ被害(年度別)			
	年度	被害品目	被害物	被害額(概算) 千円
	H30	牧草	15.3ha	1,713
	R1	牧草	17.7ha	1,982
R2	牧草	16.8ha	1,881	
ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害 牧草下に生息する蛾や黄金虫の幼虫を捕食するために採草地を掘り起こす被害が発生している。また、デントコーン畑を電牧で囲って被害防止対策を行なっているがその被害は収まっていない。</li> <li>・生活環境被害 令和2年度出没件数については44件で、観光地である中頓別鍾乳洞周辺や道の駅周辺、民家付近などの生活環境エリアへの出没が年々増加しており、人に気づいても逃げない熊などがいることから人身事故等の危険性がある。</li> </ul>			
キツネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害 牛舎等へ侵入し、出産直後の仔牛へ噛み付き怪我させる被害がある。</li> <li>・生活環境被害 市街地の徘徊やコンポストを荒らすなど、生活環境被害エリアへの出没や被害があり、エキノコックス感染症による人的被害が懸念される。</li> </ul>			
アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害 牛舎内の配合飼料やブドウ糖などの盗食被害が増加傾向である。なお、年間捕獲数のほとんどが農業関係施設での捕獲となっている。</li> <li>・生活環境被害 農業被害同様に平成20年度から家庭菜園等での盗食被害が発生。近年は家庭菜園特にトウモロコシが壊滅状態になるなど作付けを取止める方もおり、今後も被害の拡大が懸念される。</li> </ul>			

カラス類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害 牛舎内での配合飼料の盗食、搾乳牛の乳房等をつつくなどの治療を伴う被害が続いている。</li> <li>・生活環境被害 生活環境エリアでの生息があり、家庭菜園への被害、人への攻撃被害がある。</li> </ul>
ハト類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害 牛舎内等での配合飼料の盗食が主となるが、病原菌などの感染症が懸念される。</li> </ul>
<p>特に、エゾシカとアライグマについては、個体数が増加傾向であり、様々な対策をしているが被害が継続している。また、ヒグマの出没については、若い熊の生活エリアでの出没が年々増加傾向にあり、人を怖がらない熊(人に気づいても逃げない)や同じ場所への出没など発生する状況から人への警戒心を覚えさせる対策の必要があると思われる。</p>	

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標 (被害額)	現状値(令和2年度) <u>キツネは令和元年度の</u> 現状値	目標値(令和6年度)
エゾシカ	16.8ha 1,881千円	13.4ha 1,505千円
ヒグマ	未算出	-
キツネ	50千円	40千円
アライグマ	159千円	127千円
ネズミ	1千円	0.8千円
カラス類	278千円	222千円
ハト類	未算出	-

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>エゾシカ</p> <p>ア．有害駆除に対する報償金の支給</p> <p>イ．通年を通して有害駆除を実施</p> <p>ウ．新規狩猟免許取得者への助成</p>	<p>エゾシカの出没数は年々増加し、令和2年度は年間500頭の捕獲実績となっている。また、出没地域が生活エリアに近づいており、交通事故や人的被害の多発を危惧している。ま</p>

		た、ハンターの高齢化が進んでおり、若手ハンターの育成も急務になっている。
	<p>ヒグマ ア .目撃情報が入り次第、現地確認・看板設置等の住民周知を実施している。</p> <p>イ .必要に応じて猟友会に巡視や銃器・箱わなによる捕獲を委託している。</p>	観光エリアや生活エリア付近への出没が増加していることから、人の生活エリアに近づけない対策や捕獲要件の緩和等の措置が必要である。また、デントコーン畑被害が拡大しつつある。
	<p>キツネ ア .エキノコックス症感染防止対策に係る捕獲は町職員が対応している。</p> <p>イ .農業被害については、農業経営者が直接、猟友会などに駆除を依頼している。</p>	農業経営者とハンターとの間で円滑に処理がなされており、近年、キツネによる被害は減少傾向にもあるが、更なる被害軽減のための体制強化を継続する。
	<p>アライグマ 特定外来生物の防除の確認認定を受け防除を実施。町職員や町民が従事者となり駆除を行っており、令和2年度からは個人事業主に回収処理を業務委託している。</p>	平成21年度に初めて5頭捕獲してから、年々捕獲頭数が増加して、令和2年度は293頭の捕獲実績となっている。主に配合飼料の被害が目立っている。今後、更なる捕獲機材の充実・従事者の拡大を行い、捕獲体制の強化を図る必要がある。
	<p>カラス類・ハト類 生活環境被害に係る捕獲は町職員が対応、農業被害については、農業経営者が直接、猟友会に駆除を依頼している。</p>	農業経営者とハンターとの間で円滑に処理がなされているが、近年牛への被害が目立っている事から、更なる被害軽減のための体制及び捕獲を強化する必要がある。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	防護柵については、設置していない。ヒグマ被害防止のため養蜂業者が小区画と民間会社のデントコーン畑に電気柵を設置している。また、民家付近の出没時は車両による追い払いを実施している。	防護柵については、鳥獣の農地への侵入防止にある程度の効果が期待できるが、設置費及び維持の膨大な費用、積雪による効果減少の課題が考えられたため導入していない。なお、クラクション以外での追い払いについては、現在も模索中で検討を継続する。
生 息 環 境 管 理 そ の 他	くくり罠購入補助及び猟銃免許取得に係る補助を継続。振興局で実施している狩猟免許出前教室等を	補助制度や各種講習会の周知啓蒙を継続的に図りつつ、利用または受講者の拡大を目指す。

の取組	有効に利用して、捕獲対策の強化や担い手の確保に努める。	
-----	-----------------------------	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

中頓別町、中頓別農業委員会、東宗谷農業協同組合中頓別支所、宗谷農業改良普及センター、宗谷森林管理署中頓別森林事務所、中頓別・浜頓別町森林組合、北海道猟友会南宗谷支部中頓別部会、鳥獣保護管理員等の関係者、関係団体で構成された中頓別町鳥獣害防止対策協議会を中心に有害鳥獣の生息状況の情報収集を実施する。また、その情報に基づき捕獲体制の整備を図るものとする。また、鳥獣被害対策実施隊の設置を早急に進める。なお、くくり罠による営農者自身の自己防衛のための購入補助制度や担い手対策のための猟銃免許取得に係る補助制度を継続していく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲については、北海道猟友会南宗谷支部中頓別部会へ業務を委託している。エゾシカやヒグマについては、町の指示に基づいて捕獲を実施するものとし、キツネ、カラス類、ハト類の捕獲については、農業経営者と北海道猟友会南宗谷支部中頓別部会との取り決めにそって捕獲を実施する。生活環境に係るキツネのエキノコックス症感染予防及び市街地等におけるカラス類の営巢の除去(卵、ひな等の捕獲を含む)は中頓別町が中心となり実施する。なお、アライグマについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律に基づく防除」の確認・認定による捕獲としており、急激に個体数が増加していることから、はこわなの貸し出し促進や防除従事者講習会を開催し、防除従事者の拡大を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容

や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ	ハンターの負担軽減のため、捕獲個体の現地からの回収及び施設搬入を委託業者で実施。また、猟友会南宗谷支部と連携しながら若手ハンター育成のための研修会等を実施する。
	ヒグマ	猟友会南宗谷支部と連携しながら後継者育成のため、ヒグマ対策技術育成捕獲の実施を検討する。
	アライグマ	防除従事者講習会を開催することで、従事者を確保し、捕獲体制の強化を図る。
令和5年度	エゾシカ	ハンターの負担軽減のため、捕獲個体の現地からの回収及び施設搬入を委託業者で実施。また、猟友会南宗谷支部と連携しながら若手ハンター育成のための研修会等を実施する。
	ヒグマ	猟友会南宗谷支部と連携しながら後継者育成のため、ヒグマ対策技術育成捕獲の実施を検討する。
	アライグマ	防除従事者講習会を開催することで、従事者を確保し、捕獲体制の強化を図る。
令和6年度	エゾシカ	ハンターの負担軽減のため、捕獲個体の現地からの回収及び施設搬入を委託業者で実施。また、猟友会南宗谷支部と連携しながら若手ハンター育成のための研修会等を実施する。
	ヒグマ	猟友会南宗谷支部と連携しながら後継者育成のため、ヒグマ対策技術育成捕獲の実施を検討する。
	アライグマ	防除従事者講習会を開催することで、従事者を確保し、捕獲体制の強化を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲計画数については、過去3ヶ年の実績を参考として、今後の捕獲数の増加を見込み、算出したものである。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考

え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	500	500	500
ヒグマ	-	-	-
キツネ	10	10	10
アライグマ	外来生物法の対象鳥獣であることから、可能な限り捕獲することとし、捕獲計画数を設定しない。		
カラス類	30	30	30
ハト類	5	5	5

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p><b>エゾシカ</b></p> <p>町は事前に有害駆除(個体数調整含む)の捕獲許可を北海道に申請する。地域住民からのエゾシカの出没・被害情報等の連絡により採草地及び地形的、環境的に出没が予想される山間部などを主体に、猟友会により銃器での個体数調整捕獲を実施する。また、くくり罠等の罠を用いて捕獲についても積極的に実施していく。なお、状況により一斉捕獲等の対策も実施していく。</p>
<p><b>ヒグマ</b></p> <p>目撃の通報が入った場合は、現地確認を行い、状況により看板設置、ハンターによる巡視、追い払い等を実施。それでも安全の確保及び被害軽減ができないと判断した場合は、銃器や箱わなによる捕獲を実施する。</p>
<p><b>キツネ</b></p> <p>生活環境に係るエキノコックス症感染予防のための捕獲については、町が箱わなで実施する。農業被害等の場合には、農業経営者からハンターに依頼し銃器・はこわな等による捕獲を実施する。</p>
<p><b>アライグマ</b></p> <p>生活環境及び農業被害も含め、「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律に基づく防除」の確認に基づき、箱罠及びエッグトラップにより町が主体となり実施する。ただし、被害拡大が予想されることから防除従事者講習会を開催し、自己防衛としての防除従事者の拡大を図る。</p>
<p><b>カラス類・ハト類</b></p>



生活環境エリア周辺の営巣による被害防止のための捕獲(手捕り)は町が実施する。農業被害等の場合には、農業経営者からハンターに依頼し銃器・はこわな等による捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容  
 囲い罠は、設置に係る経費負担も大きく容易に移動が出来ず、くくり罠は捕獲技術の習得に期間を要する。また、近年の捕獲でエゾシカの警戒心が高くなり、近くまで寄る事が困難な状況となっている。ライフル銃は散弾銃より飛距離があり、半矢を避けるためにはライフル銃での捕獲が有効であるため、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」としてライフル銃を所持させることで、効率的な捕獲体制を確立する。また、ライフル銃は殺傷能力が高いことから、適切な管理について指導していく。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
中頓別町	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、カラス・ハト類	くくり罠購入補助及び猟銃免許取得に係る補助を継続。振興局で実施している狩猟免許出前教室等を有効に利用して、捕獲対策の強化や担い手の確保に努める。
令和5年度	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、カラス・ハト類	くくり罠購入補助及び猟銃免許取得に係る補助を継続。振興局で実施している狩猟免許出前教室等を有効に利用して、捕獲対策の強化や担い手の確保に努める。
令和6年度	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、カラス・ハト類	くくり罠購入補助及び猟銃免許取得に係る補助を継続。振興局で実施している狩猟免許出前教室等を有効に利用して、捕獲対策の強化や担い手の確保に努める。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

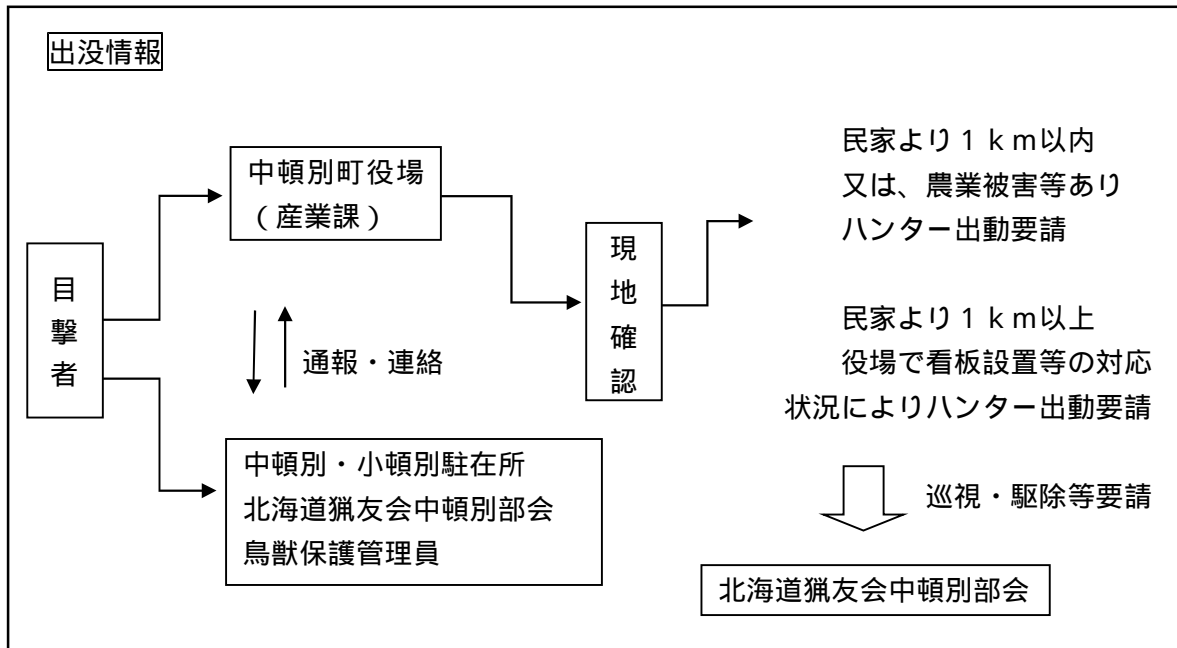
##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
中頓別町(産業課)	現地調査、緊急時の連絡・付近住民周知
枝幸警察署中頓別駐在所	出没現場確認、付近住民周知
枝幸警察署小頓別駐在所	出没現場確認、付近住民周知
北海道猟友会中頓別部会	現地調査、出没現場巡視、駆除
中頓別町教育委員会	学校等との連絡・調整

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲等で捕獲した大型動物については、有害鳥獣等処理施設での処分を基本とし、搬出不能の場合に限り現地埋却など関係法令に基づき適切に処理する。箱わな等で捕獲した小型動物の殺処分に関しては、止め刺しや炭酸ガス等の殺処分装置により安楽死処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	自家消費または個人経営の食肉加工施設における食肉利用(エゾシカ肉)
ペットフード	

	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	北海道立総合研究機構への試料提供(ヒグマ)

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし
------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし
------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	中頓別町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
中頓別町(産業課) (総務課住民G)	事務局、情報収集、被害調査、捕獲
中頓別農業委員会	情報収集、被害調査
東宗谷農業協同組合中頓別支所	情報収集、被害調査
宗谷農業改良普及センター	情報収集、被害調査
宗谷森林管理署中頓別森林事務所	情報収集、被害調査
中頓別・浜頓別町森林組合	情報収集、被害調査
北海道猟友会南宗谷支部中頓別部会	情報収集、狩猟等情報提供、巡視、捕獲

鳥獣保護管理員	鳥獣生息状況等提供
中頓別町地域生活安全協会	情報収集、被害調査
北海道警察枝幸警察署中頓別駐在所	鳥獣出没状況等情報提供、緊急時対策
北海道警察枝幸警察署小頓別駐在所	鳥獣出没状況等情報提供、緊急時対策

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道(宗谷総合振興局)	鳥獣生息状況・被害防止対策等情報提供
北海道警察枝幸警察署	鳥獣出没状況等情報提供、緊急時対策

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

本計画に基づき、中頓別町鳥獣被害防止対策協議会の内部に鳥獣被害対策実施隊を設置する。なお、鳥獣被害対策実施隊及び隊員に関する事項については、計画期間中に内容を検討し、必要な事務手続き等を行うこととする。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策の実施については、近隣市町村との連携を図る。特にエゾシカ駆除については南宗谷(枝幸町、浜頓別町、中頓別町)として、各町村間の連絡体制を密として、広域的な捕獲、防除に努めることとする。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。